

介護予防支援事業所の指定について

標記の件については、今後、以下のとおり取り組んでいくこととしておりますので、ご報告します。

- 国の省令改正等に伴い、保険給付として行う介護予防支援は、本年 4 月から従来の地域包括支援センターの委託（再委託）を受けて実施する方式に加え、新たに区市町村が指定した居宅介護支援事業所が実施できることとなります（別紙 2 - 2 参照）。
- この新たな指定による実施を円滑に進めるためには、地域包括支援センター（ケア 24）による「一定の関与」の具体的内容等を検討・整理する等の必要がありますが、現時点で、国からの通知は発出されておりません。
- このため、区としては今後、国の通知等を踏まえてケア 24 と意見交換を経て、「一定の関与」を具体化するとともに、区内居宅介護支援事業所の意向等を確認した上で、介護保険運営協議会の意見聴取を経て指定することとします（第 1 回目の指定は、本年 7 月を想定。その後は区に対する指定申請により、その都度、介護保険運営協議会に意見を聴取）。

【介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）】

＜「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和 4 年 12 月 20 日 社会保障審議会 介護保険部会）＞

保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。

＜改正の概要＞

要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施することができることとする。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする。